

管理用通路の検討

【事務局説明】

- 管理用通路の検討に際して、再度現地を確認する必要性について検討をお願いします。

管理用通路検討のための現地確認について

【案1】
年内に実施する場合

月	火	水	木	金	土	日
11/9	10	11	12	13	14	15
本日						
16	17	18	19	20	21	22
イベント反省会	モニタリング委員会	ハンノキ調査				
23	24	25	26	27	28	29
川島町イベント						
30	12/1	2	3	4	5	6
運営委員会						
7	8	9	10	11	12	13
協議会						
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27

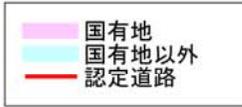
【案2】
今年度中に実施する場合

1月	2月	3月
広報WG	モニタリング委員会 イベント実行委員会	運営委員会 協議会 イベント実行委員会

【案3】
来年度に実施する場合

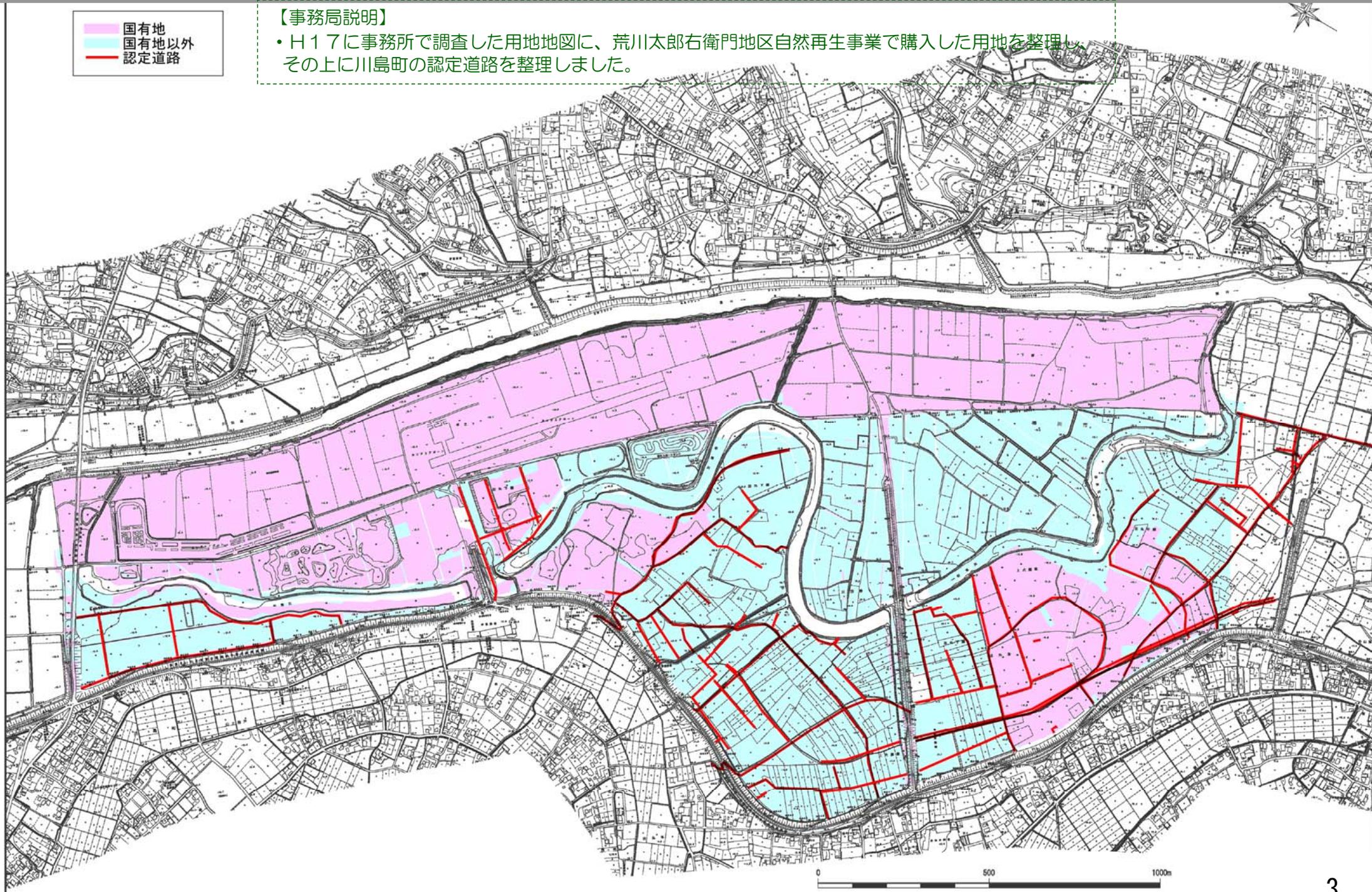
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

用地・認定道路の整理

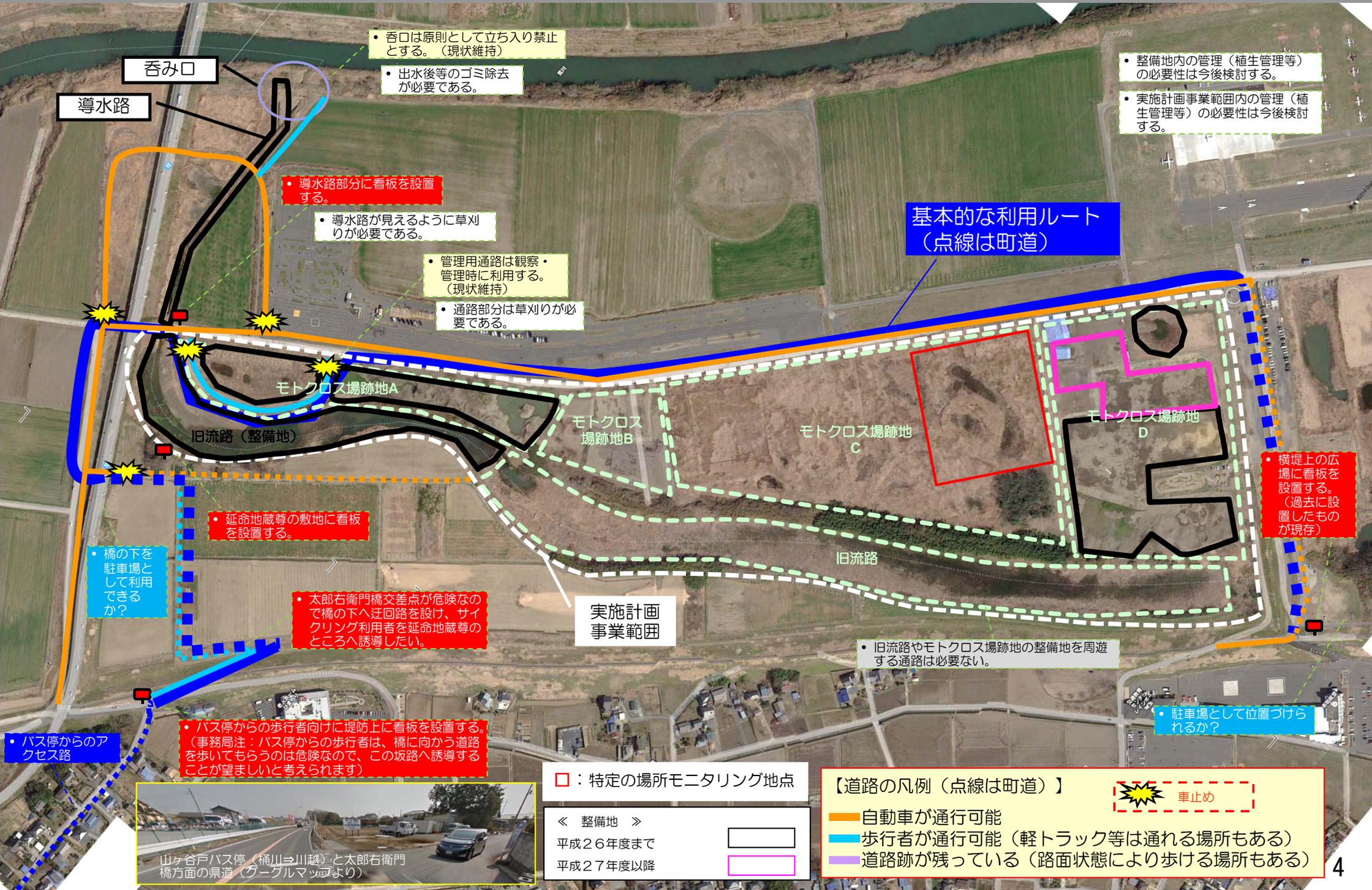


【事務局説明】

- H17に事務所で調査した用地地図に、荒川太郎右衛門地区自然再生事業で購入した用地を整理し、その上に川島町の認定道路を整理しました。



上池の通路・看板整備について



呑み口は原則として立ち入り禁止とする。(現状維持)
 出水後等のゴミ除去が必要である。

整備地内の管理(植生管理等)の必要性は今後検討する。
 実施計画事業範囲内の管理(植生管理等)の必要性は今後検討する。

導水路部分に看板を設置する。
 導水路が見えるように草刈りが必要である。

基本的な利用ルート
 (点線は町道)

管理用通路は観察・管理時に利用する。(現状維持)
 通路部分は草刈りが必要である。

延命地藏尊の敷地に看板を設置する。

横堤上の広場に看板を設置する。(過去に設置したものが現存)

橋の下を駐車場として利用できるか?

太郎右衛門橋交差点が危険なので橋の下へ迂回路を設け、サイクリング利用者を延命地藏尊のところへ誘導したい。

実施計画事業範囲

旧流路やモトクロス場跡地の整備地を周遊する通路は必要ない。

駐車場として位置づけられるか?

バス停からのアクセス路

バス停からの歩行者向けに堤防上に看板を設置する。
 (事務局注: バス停からの歩行者は、橋に向かう道路を歩いてもらうのは危険なので、この坂路へ誘導することが望ましいと考えられます)

□: 特定の場所モニタリング地点

【道路の凡例(点線は町道)】



◀ 整備地 ▶
 平成26年度まで
 平成27年度以降

— 自動車が行き可能
 — 歩行者が行き可能(軽トラック等は通れる場所もある)
 — 道路跡が残っている(路面状態により歩ける場所もある)



中池の通路・看板整備について



旧流路水際に看板を設置する。

駐車場として位置づけられるか？

横堤上の広場に看板を設置する。
(過去に設置したものが現存)

実施計画事業範囲への入り口に看板を設置する。

基本的な利用ルート
(点線は町道)

実施計画
事業範囲

通路は現状のものを活用し、利用しやすくするための整備をする。(歩行者は歩きやすくするとともに、車の無制限の立ち入りについては制限をかけるか検討する。)

現状の環境を変更する整備はしていない。
実施計画事業範囲内の管理(植生管理等)の必要性は今後検討する。

民地内になるが、中池・下池をつなぐルートとして位置づけたい。適所に看板を置きたい。

□：特定の場所モニタリング地点

【道路の凡例 (点線は町道)】

- 一般車両が通行可能
- 歩行者が通行可能 (軽トラック等は通れる場所もある)
- 道路跡が残っている (路面状態により歩ける場所もある)



下池の通路・看板整備について



- 整備地内の管理（植生管理等）の必要性は今後検討する。
- 実施計画事業範囲内の管理（植生管理等）の必要性は今後検討する。

旧流路水際のルートが必要かどうか、ハンノキ林の整備とあわせて検討する。

散策路としてのルート設定が必要かどうか、ゴミ投棄の危険性を踏まえて検討する。

整備地

移植地付近に看板を設置する。

整備地の管理に必要なルートとして車が通れる状態で維持する。（現状維持）

農家の方の利用もあり、車止めは置けない。

民地内になるが、中池・下池をつなぐルートとして位置づけたい。適所に看板を置きたい。

実施計画事業範囲への入り口に看板を設置する。

実施計画事業範囲への入り口の堤防上に看板を設置する。ここは危険なのでカーブミラーが欲しい。

□：ハンノキ育成試験地

□：特定の場所モニタリング地点

実施計画事業範囲

河畔林内の通路上の適所に看板を設置する。

基本的な利用ルート
(点線は町道)

実施計画事業範囲への入り口の堤防上に看板を設置する。

実施計画事業範囲への入り口の堤防上に看板を設置する。

【道路の凡例（点線は町道）】

- 一般車両が通行可能
- 歩行者が通行可能（軽トラック等は通れる場所もある）
- 道路跡が残っている（路面状態により歩ける場所もある）



車止め

《 整備地 》	
平成26年度まで	（黒色塗り）
平成27年度以降	（ピンク色塗り）